

永年在職議員表彰

永年にわたり議員として、市政の振興と地方自治の進展に尽くされた功績により、全国市議会議長会、関東市議会議長会、及び千葉県市議会議長会から以下の議員が表彰されました。



- 右から 小川 邦夫議員 (10年)
- 丸山 わき子議員 (10年)
- 押尾 定明議員 (10年)
- 小澤 正美議員 (10年)
- 右山 正美議員 (10年)
- 山本 正美議員 (10年)
- 伊藤 高明議員 (10年)
- 会嶋 誠治議員 (10年)

意見書を国などに提出しました

地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書

昨年12月5日、千葉県人事委員会は、県職員・教職員の給与構造の見直しについて勧告を行った。その内容は、基本給の引き下げ等、賃金水準を大幅に引き下げるものであった。

調整手当に替わって新設された地域手当については、県内を8%支給地域と5%支給地域とに二分し、3%の格差を設けるものとなった。この地域手当の支給は、平成22年までに完成するとされており、今年度は県内を5%・3%・2%支給地域に三分割している。

教職員は、県内56市町村すべてに勤務している。しかし、地域手当の格差支給により、同様な職務を遂行しているにもかかわらず、年収で大きな差が生じるという事実が発生している。これにより、教職員の不公平感が増すばかりではなく、円滑な人事異動や教職員採用への影響も懸念される。ひいては、地域による教育の水準格差も生じかねない。近隣においても、神奈川県や静岡県・山梨県は県内一律支給となっている。

よって、千葉県内の地域手当を全県一律支給とし、格差を早期に是正することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年 9月 1日

八街市議会議長

千葉県知事
千葉県人事委員会委員長 あて

国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書

～省略～

- 以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。
- ・子どもたちに、きめ細やかな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること。
- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること。
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助に関わる予算を拡充すること。
- ・子どもたちが地域で活動出来る総合型地域クラブの育成等環境・条件を整備すること。
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備を充実すること。
- ・子どもの安全と豊かな学習を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること。 など

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年 9月 1日

八街市議会議長

内閣総理大臣、財務大臣
文部科学大臣、総務大臣 あて

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取り締まりに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

～省略～長引く経済不況を背景に、全国では債務整理を必要とする多重債務者が200万人にも及ぶと推測され、これだけの数の債務者が「払う必要のない利息」のために苦しめられ、自己破産・夜逃げ・一家離散・校内暴力・自殺・強盗や殺人等の犯罪等といった社会問題を引き起こすに至っております。

～省略～このような状況のもとで、平成19年1月には出資法の上限金利を見直す時期を迎えます。国においては、貸金業規制法第43条の存続意義がなくなつたいま、同条を廃止することに加え、住民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制など、下記のとおり法改正を行うよう強く要望するものであります。～省略～

記

1. 出資法第5条の上限金利を、例外を設けることなく利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。
2. 貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。
3. 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
4. 脱法的な保証料徴求を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年 9月 1日

八街市議会議長

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣
総務大臣、法務大臣、経済財政政策・金融担当大臣 あて

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書

～省略～国においては、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われた。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については、2分の1から3分の1に縮減するというものであった。政府は、教育の質的論議をぬき、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から対象項目をはずし、一般財源化してきた。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年 9月 1日

八街市議会議長

内閣総理大臣、財務大臣
文部科学大臣、総務大臣 あて